

ILO の歴史(戦後、パート1)

1946 年

1946 年の憲章見直し

1945 年 10 月から 11 月にかけてパリで開催された第 27 回 ILO 総会において、三者構成による「憲章問題に関する総会代表団」を結成することが決定しました。憲章修正案の作成を任務とするこの代表団は、1945 年 1 月から 2 月にかけてロンドンで、さらに 1946 年 5 月にモンテリオールで、合わせて 2 回の会合を開きました。第 29 回 ILO 総会(1946 年、モンテリオール)は、代表団の報告書に基づいて検討を行い、1946 年 10 月 9 日に ILO 憲章を修正する新たな文書を採用しました。この文書は 1948 年 4 月 20 日に発効しました。

ILO 憲章の主な修正点の 1 つは、旧 ILO 憲章の第 41 条に代えて、フィラデルフィア宣言を改正 ILO 憲章に付属文書として組み込んだことでした。この文書が組み込まれたことにより、ILO の目標が拡大されました。

またこの憲章見直しにより、国際労働基準の監視システム、具体的には第 19 条および第 22 条に基づいて提出される報告書の検証手続が変更されました。

ILO 憲章は正式な条約批准義務を何ら規定するものではありませんが、加盟国は必ずしも他国が同様な行動をとることは期待せず、国レベルで適用を保証し得る条約を批准するよう誠意をもって努めることにより ILO の任務遂行に貢献する、という法的義務を課されます。各国はこの問題について報告書を提出するよう義務付けられていますが、これは任意かつ片務的義務です。ILO 憲章第 19 条第 5 項(e)では、条約を批准していない国は、理事会の定めた間隔を以って報告を行い、何が批准を妨げているのか、または批准が遅れている問題点は何か、あるいは自国の法律や実務がその条約の規定をどの程度実行しているかを明示しなければならない、と定めています(国際労働基準と技術協力)。

同時に ILO は、国際連盟を離脱し、新たに創設された国際連合に加盟するために必要な措置を講じました。

最初の国連専門機関 ILO

戦争終結時、ILO の重要性を疑問視する人はいませんでしたが、新たに創設された国際連合との関連における ILO の位置づけや役割は、いまだ定義されていませんでした。

1945 年 10 月から 11 月にかけてパリで開催された第 27 回 ILO 総会において、合意により決定される条件に基づき国連との関係を構築する、という ILO の希望を確認する決議を採用しました。1946 年から、ILO と国連の具体的な連携の形を決めるための交渉が始まりました。国連経済社会理事会は、連携の形について合意するため、専門機関の代表団と交渉を行う委員会を設立しました。「かなり困難な交渉を経て、交渉団は ILO にとって極めて満足のいく内容で全会一致での合意にこぎつけました。……経済社会理事会の交渉委員会は非常に協力的であり、ILO 側交渉団が特に重要と考えている全ての点が満足すべきものとなるよう最善を尽くしてくれた」(第 99 回理事会議事録、p.15 を参照)

1946 年 5 月 30 日、ニューヨークにおいて、国連経済社会理事会議長および専門機関との交渉を担当する理事会委員会の委員長を務める A・ラマスワーミ・ムダリア氏と、ILO 理事会および ILO 交渉団の議長を務める G・ミルディン＝エバンス氏が、国連と ILO との協定に署名しました。「国際連合は国際労働機関を、その基本文書に定められた目的を達成するために基本文書に基づき適切と考えられる行動を採る責任を負う専門機関と認める」(国際連合と ILO の協定、第 1 条)

この協定により、ILO は国際連合憲章(第 9 章)第 57 条の条件に基づく、最初の国連の専門機関となりました。

ILO 行政審判所の設立

1920 年から 1932 年まで ILO 事務局長を務めたアルベール・トーマは、ILO 行政審判所の前身である国際連盟行政裁判所の主要立案者の 1 人でした。彼はまず 1921 年に、国際連盟や ILO の職員とその所属する組織間との紛争解決のための管轄権を有する法人組織の必要性を訴えました。しかし、国際連盟総会が行政裁判所規則を正式に採択したのは 1927 年 9 月 20 日のことでした。1929 年から 1946 年にかけて、行政裁判所は 8 度開廷し、37 の判決を下しました。

1946 年 4 月 18 日、国際連盟の解体に関わる決議条項に従い、行政裁判所は正式に ILO に引き継がれました。この移譲は 1946 年 5 月に ILO 理事会により受諾され、同年 10 月、ILO 総会は行政裁判所の新規則を暫定的に採択しました。1947 年 7 月に開催された次の ILO 総会はこの新規則を確認し、ILO 行政審判所が誕生しました。1949 年、ILO 総会は行政審判所の規則を修正し、理事会が承認した他の国際機関も行政審判所の管轄権を認めることができるようになりました。これにより、以下の 11 機関も行政審判所に提訴が可能となりました。

- 関税及び貿易に関する一般協定(GATT)
- 国際原子力機関(IAEA)
- 知的所有権保護合同国際事務局
- 欧州原子核研究機構(CERN)
- 欧州航空航法安全機構(ユーロコントロール)
- 国連食糧農業機関(FAO)
- 世界気象機関(WMO)
- 世界保健機関(WHO)
- 国連教育科学文化機関(ユネスコ)
- 国際電気通信連合(ITU)
- 万国郵便連合

現在、行政審判所の管轄権は 55 の国際機関に認められています。

1947 年

ILO アジア地域予備会議(1947 年 10 月 27 日～11 月 8 日、ニューデリー)

第 1 回 ILO アジア地域会議は、ILO 理事会と 18 の国や地域の代表団が集結して開催されました。この会議では以下のテーマに関する 23 の決議が採択されました。

- 社会保障と社会政策
- 児童と年少労働者の保護
- 女性の雇用と母性保護
- 労働査察
- 労使の協力
- 強制労働の廃止と先住民や最下層民の生活条件の改善

議題の多様性、代表団の数と規模、結論の広範さは、過渡期にあるアジアで開催されたこの会議がいかに重要であったかを表しています。またこの会議は、アジア地域における ILO の活動に新たな弾みを与え、ILO の普遍性を高めました。

1948 年

デイビッド・A・モース事務局長就任(1948 年～1970 年)

ILO 人材プログラムの発足

第 104 回(1948 年 3 月)、第 107 回(1948 年 12 月)、第 108 回(1949 年 3 月)理事会の決定に従い、ILO は「人材プログラム」の実施に着手しました。このプログラムは、ILO がそれまでに行ってきた中で最も遠大な計画であり、その目的は政府や労使団体が人材に関わる緊急の問題に迅速かつ効果的に対処できるよう支援することでした。欧州での立ち上げから 9 カ月後の 1948 年 12 月、プログラムはラテンアメリカとアジアにも拡大しました。

このプログラムは ILO の過去の活動を基盤としながらも、新たな手法を採用したものでした。第二次世界大戦前の ILO の人材関連活動は、国際労働基準の設定、調査、情報提供を中心としたものでしたが、同プログラムは、当初から技術的助言に大きく力を入れており、主に以下の 3 分野において活動を行いました。

- 雇用促進機関
- 職業訓練
- 移民

結社の自由及び団結権保護条約、1948 年(第 87 号)

「この基本条約は、労働者及び使用者が事前の許可を受けないで、自らが選択する団体を設立し、加入する権利を規定する。労働者団体及び使用者団体は自由に組織を結成することができ、行政機関によって解散させられたり又はその活動を停止させられてはならない。労働者団体及び使用者団体は、連合体及び総連合体を設立しこれらに加入する権利を有する。それと同時に、これらの連合体及び総連合体は国際的な労働者団体及び使用者団体に加入することができる」(グローバル経済のためのルール 国際労働基準の手引き)

1994 年 6 月、第 81 回 ILO 総会において、ILO を構成する政労使の間で基本的社会権の推進を強化することで意見が一致しました。1995 年 3 月にコペンハーゲンで開催された世界社会開発サミットは、各国政府に対し、「労働者の基本的権利の尊重」を保護し促進するよう求める ILO の取り組みを強化しました。こうした国際情勢の中で、ILO は、労働における基本的原則および権利とみなされる事項を扱う条約を「基本条約」と定義づけました。1995 年 5 月 25 日、ミシェル・アンセンヌ ILO 事務局長は、当時 7 本あったこれらの基本条約の全加盟国による批准を実現するため、加盟国に書簡を送りました。社会正義のための基本的な法的原則の適用強化を目的とした促進的文書、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」(1998 年)は、批准促進キャンペーンを大きく後押しすることとなりました。

2008 年、ファン・ソマビア ILO 事務局長は、基本条約の批准を加速させる重要性に注意を喚起し、2015 年までに全世界的な批准を達成するという目標を提案しました。

現在、以下の 8 本の基本条約があります。

- 強制労働条約、1930 年(第 29 号)
- 結社の自由及び団結権保護条約、1948 年(第 87 号)
- 団結権及び団体交渉権条約、1949 年(第 98 号)
- 同一報酬条約、1951 年(第 100 号)
- 強制労働廃止条約、1957 年(第 105 号)
- 差別待遇(雇用及び職業)条約、1958 年(第 111 号)

1949 年

ILO 技術協力プログラムの拡大

技術協力は、国際労働基準や調査研究と同様、ILO 憲章に基づく ILO の基本的使命です。

ILO の技術援助は、1930 年代には基準適用に関する助言を希望する国に顧問団を派遣するというものでした。しかし 1949 年以降、国連拡大技術援助計画(EPTA)のもと、技術援助は体系化され、認定、準備、予備調査、実施、評価という主に 5 段階からなるプロジェクトサイクルの中で組織化されました。ILO が具体的に加盟国に提供した技術援助の内容は、専門家や設備の提供、および職業訓練プログラムの構築でした。1960 年、第 1 回アフリカ地域会議の場で、援助の概念が技術協力という概念に正式に置き換えられました。

技術協力は ILO の歴史の中で重要な役割を果たしてきており、これを ILO の国際労働基準と切り離して考えることはできません。技術協力と国際労働基準の真の相乗効果こそが、ILO の行動に一貫性をもたらしているのです。「したがって、技術協力と国際労働基準との関連の本質は、このような相互義務の検証によって必然的に生み出されるものである。すなわち、加盟国は ILO の国際労働基準設定活動に積極的かつ誠意をもって参加することにより、ILO の目的達成に貢献する。他方、ILO はプログラムを運営することで目標を同じくする加盟国の努力を「推進」する。……この相乗効果を実現するために、ILO は加盟国と連携して活動を行わなければならない。このような連携には、具体的な目標に対する共通の決意と、順守すべき原則に対する相互のコミットメントが必要である。そして何よりも、ILO とこれを構成する政労使三者との継続的な対話が必要である」(国際労働基準と技術協力、p.4～15 を参照)

このように、技術協力は労働における基本的原則および権利が労働の現場で確実に適用されるようにするための重要な手段なのです。

1966 年、EPTA と国連特別経済開発基金 (SUNFED、1958 年設立) に代わり国連開発計画 (UNDP) が創設されたことで、技術協力活動に新たな弾みがつきました。当初から国連の専門機関は、グローバルな開発ネットワークの一員となって各種プロジェクトを実施する任務を担っていました。ILO はこの任務の中で、必然的に労働分野を担当することとなりました。

団結権及び団体交渉権条約、1949 年(第 98 号)

「この基本条約は、労働者が……反組合的な差別待遇から十分な保護を受ける、と規定している。労働者団体及び使用者団体は、相互に干渉を行うことがないよう十分な保護を受ける。……この条約は団体交渉権についても規定している」(グローバル経済のためのルール 国際労働基準の手引き)

1994 年 6 月、第 81 回 ILO 総会において、ILO を構成する政労使の間で基本的社会権の推進を強化することで意見が一致しました。1995 年 3 月にコペンハーゲンで開催された世界社会開発サミットは、各国政府に対し、「労働者の基本的権利の尊重」を保護し促進するよう求める ILO の取り組みを強化しました。こうした国際情勢の中で、ILO は、労働における基本的原則および権利とみなされる事項を扱う条約を「基本条約」と定義づけました。1995 年 5 月 25 日、ミシェル・アンセンヌ ILO 事務局長は、当時 7 本あったこれらの基本条約の全加盟国による批准を実現するため、加盟国に書簡を送りました。社会正義のための基本的な法的原則の適用強化を目的とした促進的文書、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」(1998 年)は、批准促進キャンペーンを大きく後押しすることとなりました。

2008 年、ファン・ソマビア ILO 事務局長は、基本条約の批准を加速させる重要性に注意を喚起し、2015 年までに全世界的な批准を達成するという目標を提案しました。

現在、以下の 8 本の基本条約があります。

- 強制労働条約、1930 年(第 29 号)
- 結社の自由及び団結権保護条約、1948 年(第 87 号)
- 団結権及び団体交渉権条約、1949 年(第 98 号)
- 同一報酬条約、1951 年(第 100 号)
- 強制労働廃止条約、1957 年(第 105 号)
- 差別待遇(雇用及び職業)条約、1958 年(第 111 号)

1950 年

「特別労働力移動プログラム」の発足

ILO 憲章に基づく ILO の使命の 1 つに、移民労働者の保護があります。「次のことを達成するための計画を世界の諸国間において促進する……すべての関係者に対する十分な保障の下に、訓練のための便宜並びに雇用及び定住を目的とする移民を含む労働者の移動のための便宜を供与すること」(ILO 憲章付属文書: ILO の目的に関する宣言)

第 110 回 ILO 理事会(1950 年 1 月)の決定に従い、1950 年 4 月 25 日から 5 月 9 日にかけて「移民に関する予備会議」がジュネーブで開催されました。この会議は、労働力移動分野における国際活動の出発点となりました(International Migration 1945–1957「国際労働力移動、1945 年～

1957 年」、p.291 を参照)。欧州経済協力機構(OEEC)と ILO の加盟国は、予備会議の成果について満足の意を表明し、ILO が実践的活動を展開し国際労働力移動問題に関する助言や意見を必要とする国にこれを提供できるよう、総額 100 万ドル近くに上る基金を ILO に提供することを決定しました(Migration and Economic Development「国際労働力移動と経済開発」、p.114~115 を参照)。1950 年 6 月、人材余剰が生じている欧州諸国と人材が不足している他地域の国々の間における移民の流れを促進・形成することにより、各国の経済発展を促すことを目的として、特別国際労働力移動プログラムが発足しました。

このように、ILO の活動は 1950 年代から移民労働者とその家族に関わる全側面を網羅するよう拡大され、これらの人々のための国際労働基準の設定、情報の普及、技術援助の実施が進められました。ILO は、移民の出入国、雇用市場の組織化、出国希望者のための職業訓練に対処しました。ILO はボン、ローマ、ウィーンで設立された専門家代表団、およびラテンアメリカのアクション・センター内に設立された専門家グループを通じて援助を提供しました。

労働組合権の保護

「結社の自由及び団結権保護条約、1948 年(第 87 号)および団結権及び団体交渉権条約、1949 年(第 98 号)が採択された後、ILO は国連経済社会理事会(ECOSOC)との合意のもと、新たな監視機構(「結社の自由に関する実情調査調停委員会」)を含む、労働組合権の侵害に関する申し立ての検証手続を確立した。……結社の自由の原則は ILO 憲章とフィラデルフィア宣言に定められているという事実、ならびに ILO の三者構成におけるその重要性に鑑みて、労働組合権の侵害に関する申し立ては、対象となる政府が関連条約を批准しているか否かに関わらず、全ての ILO 加盟国に対して行うことができる。他方、結社の自由に関する実情調査調停委員会には、関係政府の同意がない場合、にいかなる申し立ても付託することはできない。この新たな取り決めは、いかなる形においても、申し立ておよび苦情に関わる ILO 憲章の既存の条項に代わるものではないということが強調されている」(ILO の基準関連活動の改善)

1951 年 11 月、第 117 回 ILO 理事会は結社の自由委員会を設立することにより、新たな一歩を踏み出しました。「(結社の自由委員会)による申し立ての検証は、実情調査調停委員会とは異なり、関係政府の同意を必要としない。(結社の自由委員会は)急速に、結社の自由の侵害に関する申し立ての検証を担う主要機関となった」(ILO の基準関連活動の改善)

1951 年

同一報酬条約、1951 年(第 100 号)

「この基本条約は、批准国に対して同一価値労働についての男女労働者に対する同一報酬という原則を適用するよう求める。「報酬」とは、通常の、基本の又は最低の賃金又は給料及び使用者が労働者に対してその雇用を原因として現金又は現物により直接又は間接に支払うすべての追加的給与をいう」(グローバル経済のためのルール 国際労働基準の手引き)

1994 年 6 月、第 81 回 ILO 総会において、ILO を構成する政労使の間で基本的社会権の推進を強化することで意見が一致しました。1995 年 3 月にコペンハーゲンで開催された世界社会開発サミットは、各国政府に対し、「労働者の基本的権利の尊重」を保護し促進するよう求める ILO の取り組みを強化しました。こうした国際情勢の中で、ILO は、労働における基本的原則および権利とみなされる事項を

扱う条約を「基本条約」と定義づけました。1995 年 5 月 25 日、ミシェル・アンセンヌ ILO 事務局長は、当時 7 本あったこれらの基本条約の全加盟国による批准を実現するため、加盟国に書簡を送りました。社会正義のための基本的な法的原則の適用強化を目的とした促進的文書、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」(1998 年)は、批准促進キャンペーンを大きく後押しすることとなりました。

2008 年、ファン・ソマビア ILO 事務局長は、基本条約の批准を加速させる重要性に注意を喚起し、2015 年までに全世界的な批准を達成するという目標を提案しました。

現在、以下の 8 本の基本条約があります。

- 強制労働条約、1930 年(第 29 号)
- 結社の自由及び団結権保護条約、1948 年(第 87 号)
- 団結権及び団体交渉権条約、1949 年(第 98 号)
- 同一報酬条約、1951 年(第 100 号)
- 強制労働廃止条約、1957 年(第 105 号)
- 差別待遇(雇用及び職業)条約、1958 年(第 111 号)

1952 年

社会保障の最低基準

フィラデルフィア宣言(1944 年)は、1919 年の ILO 創設以来、積極的に取り組んできた社会保障の分野で ILO が果たすべき役割を明示し、ILO はいくつかの条約と勧告を採択してきました。しかし ILO が断固とした行動に出たのは、社会保障(最低基準)条約(1952 年発効)を採択した 1952 年のことです。この条約は、「経済及び医療施設が十分に発達していない」国については特例を認めているものの、加盟国が達成すべき社会保障の一般的水準という新たな概念を導入した点で、国際社会保障法に根本的な転換をもたらしました。

欧州評議会が欧州社会保障法典の中で一言一句違えず引用した 1952 年のこの社会保障(最低基準)条約は、今もなお社会保障分野における参照基準とみなされています。

1953 年

「アンデスプログラム」の発足

1952 年、国連技術援助評議会(TAB)は、労働問題の専門家、医師、文化人類学者からなる派遣団をアンデスに送りました。通称「ビーグルホール」と呼ばれたこの派遣団の任務は、「先住民」の生活・労働条件を調査することでした。4 カ月後に戻ってきた派遣団は、アンデスプログラムの立ち上げにつながる一連の勧告を策定しました。

ILO は、TAB 内に設立された、以下の参加機関の代表で構成される特別委員会の運営を任されました。

- 国際連合
- 国連食糧農業機関(FAO)
- 世界保健機関(WHO)

- 国連教育科学文化機関(UNESCO)

この委員会は、1949 年に設立された国連拡大技術援助計画(EPTA)の枠組みの中で活動を進めました。

1953 年から、作物の収穫高と「先住民」の生活条件を改善する現代技術に関する知識を普及するため、専門家チームがさまざまな国(ペルー、ボリビア、エクアドル、後にコロンビア、チリ、アルゼンチン、ベネズエラ)に送られました。その後、第 2 段階として教育訓練フェーズが開始され、第 1 段階の実証フェーズと同時進行で進められました。第 2 段階の目的は、職業研修会、教師訓練機関(ペルー)、ソーシャルワーカー訓練センター(ボリビア)、コミュニティワーカーや上級行政職員の訓練センター(エクアドル)を設立することでした。

1955 年

第 1 回 ILO 欧州地域会議(1955 年 1 月 24 日～2 月 5 日、ジュネーブ)

第 127 回 ILO 理事会(1954 年 11 月)の招集により、1955 年 1 月 24 日から 2 月 5 日にかけて、第 1 回 ILO 欧州地域会議がジュネーブで開催されました。

この会議では、以下のテーマに関する決議および結論が採択されました。

- 生産性向上のためのプログラムにおける使用者と労働者の役割
- 退職年齢
- 社会保障およびその他の社会的利得のコストに関する国際比較
- 社会保障の資金調達

デイビッド・A・モース ILO 事務局長は、理事会審議開始時の報道機関向け声明の中で、この会議の重要性をあらためて指摘しました。「それぞれの議題項目は確かに重要です。しかし、私は欧州大陸のより完全な経済統合によって課せられる社会問題への解決に向けた態勢が整ったことを欧州諸国が自ら宣言した事実こそ、この会議の重要性が存在すると思います」。このようにモース事務局長は、人材プログラムの発足から 7 年を経て、欧州の社会問題について ILO が果たす役割の重要性をあらためて強く主張しました。

1957 年

強制労働廃止条約、1957 年(第 105 号)

「この基本条約は、(a)政治的な圧制、教育の手段、政治的な見解、既存の政治的・社会的・経済的制度に思想的に反対する見解を抱くこと、もしくは発表することに対する制裁として、(b)経済的発展の目的のために、労働力を動員し及び利用する方法として、(c)労働規律の手段として、(d)ストライキに参加したことに対する制裁として、(e)人種的・社会的・国民的又は宗教的差別待遇の手段としての強制労働及び義務的労働を禁止する」(グローバル経済のためのルール 国際労働基準の手引き)

1994 年 6 月、第 81 回 ILO 総会において、ILO を構成する政労使の間で基本的社会権の推進を強化することで意見が一致しました。1995 年 3 月にコペンハーゲンで開催された世界社会開発サミットは、各国政府に対し、「労働者の基本的権利の尊重」を保護し促進するよう求める ILO の取り組みを強化しました。こうした国際情勢の中で、ILO は、労働における基本的原則および権利とみなされる事項を

扱う条約を「基本条約」と定義づけました。1995 年 5 月 25 日、ミシェル・アンセンヌ ILO 事務局長は、当時 7 本あったこれらの基本条約の全加盟国による批准を実現するため、加盟国に書簡を送りました。社会正義のための基本的な法的原則の適用強化を目的とした促進的文書、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」(1998 年)は、批准促進キャンペーンを大きく後押しすることとなりました。

2008 年、ファン・ソマビア ILO 事務局長は、基本条約の批准を加速させる重要性に注意を喚起し、2015 年までに全世界的な批准を達成するという目標を提案しました (ILO 基本条約の批准と推進、p.1 を参照)。

現在、以下の 8 本の基本条約があります。

- 強制労働条約、1930 年(第 29 号)
- 結社の自由及び団結権保護条約、1948 年(第 87 号)
- 団結権及び団体交渉権条約、1949 年(第 98 号)
- 同一報酬条約、1951 年(第 100 号)
- 強制労働廃止条約、1957 年(第 105 号)
- 差別待遇(雇用及び職業)条約、1958 年(第 111 号)

1958 年

差別待遇(雇用及び職業)条約、1958 年(第 111 号)

「この基本条約が定義する差別とは、人種、皮膚の色、性、宗教・政治的見解、国民的出身又は社会的出身に基づいて行われるすべての差別、除外又は優先で、雇用又は職業における機会又は待遇の均等を破り又は害する結果となるものをいう。この条約は、批准国に対して雇用及び職業についての差別待遇を除去するために、国内事情及び慣行に適した方法により雇用又は職業についての機会及び待遇の均等を促進することを目的とする国家の方針を明らかにし、かつ、これに従うことを求める。ここにいう差別待遇とは、職業上の訓練を受けること、雇用されること、及び特定の職業に従事することならびに雇用の条件に関連する差別待遇を含む」(グローバル経済のためのルール 国際労働基準の手引き、p.33)

1994 年 6 月、第 81 回 ILO 総会において、ILO を構成する政労使の間で基本的社会権の推進を強化することで意見が一致しました。1995 年 3 月にコペンハーゲンで開催された世界社会開発サミットは、各国政府に対し、「労働者の基本的権利の尊重」を保護し促進するよう求める ILO の取り組みを強化しました。こうした国際情勢の中で、ILO は、労働における基本的原則および権利とみなされる事項を扱う条約を「基本条約」と定義づけました。1995 年 5 月 25 日、ミシェル・アンセンヌ ILO 事務局長は、当時 7 本あったこれらの基本条約の全加盟国による批准を実現するため、加盟国に書簡を送りました。社会正義のための基本的な法的原則の適用強化を目的とした促進的文書、「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」(1998 年)は、批准促進キャンペーンを大きく後押しすることとなりました。

2008 年、ファン・ソマビア ILO 事務局長は、基本条約の批准を加速させる重要性に注意を喚起し、2015 年までに全世界的な批准を達成するという目標を提案しました (ILO 基本条約の批准と推進、p.1 を参照)。

現在、以下の 8 本の基本条約があります。

- 強制労働条約、1930 年(第 29 号)
- 結社の自由及び団結権保護条約、1948 年(第 87 号)

- 団結権及び団体交渉権条約、1949 年(第 98 号)
- 同一報酬条約、1951 年(第 100 号)
- 強制労働廃止条約、1957 年(第 105 号)
- 差別待遇(雇用及び職業)条約、1958 年(第 111 号)